

◎新潟県告示第318号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定により、三条市に係る栄農業振興地域（昭和44年新潟県公告）の区域を次のとおり変更する。

平成31年3月26日

新潟県知事 花 角 英 世

1 変更する地域の名称

栄農業振興地域

2 区域

三条市のうち、次の図面（農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和44年農林省令第45号）第2条第3号の平面図）の赤色で着色した部分に該当する区域を除外した区域

（図面省略）

図面は、新潟県農林水産部地域農政推進課及び三条地域振興局農業振興部で縦覧する。

3 変更年月日

平成31年3月26日